

建築確認審査に係る構造計算適合性判定審査の並行審査について

岩手県県土整備部建築住宅課
財団法人岩手県建築住宅センター

平成 22 年 6 月 1 日より、建築基準法関係告示の改正により構造計算適合性判定審査に係る並行審査が可能となりました。並行審査により審査期間の短縮につながる反面、不整合等が多数ある申請図書等については審査の手戻りが発生し、かえって審査期間が長期化するおそれもあります。そこで、審査の手戻りを極力少なくするため、下記のとおり運用することとします。

1 並行審査に係る構造計算適合性判定機関（以下「適判」という。）送付前における建築主事等の審査について

A 建築主事等は次の審査を行い、並行審査が適当であるか否かについて判断するものとする。並行審査が適当でないと判断される場合は、従来どおり直列審査を行うものとする。

意匠審査：建築基準法に基づく形態規定に適合しているか確認する。

整合性審査：意匠図、構造図、設備図の整合性を確認する。

構造に係る整合性審査：構造計算書と構造図が整合しているか確認する。

構造に係る整合性審査：構造計算書に記載されている構造計算方針と計算内容が整合しているか確認する。

B Aの審査において補正を要する事項について、補正内容が軽微で補正に時間を要せず、並行審査が可能と判断される場合に限り、補正等の書面の交付等により補正処理を行った上で、並行審査を行うものとする。それ以外の補正等については、直列審査への移行を検討する。

2 並行審査が適当でない場合の判断基準について

A 意匠審査において、形態規制等に問題があり、意匠の補正により構造図、構造計算書の再審査を伴う場合。（建築主事等が、構造に係る影響が微小なものと認める場合は除く。）

例)・斜線制限や容積率制限などにより構造計算に影響があり、再構造審査が想定される場合。

・階段等の位置が変わるなど構造計算に影響があり、再構造審査が想定される場合。

・耐力壁の位置が変わるなど構造計算に影響があり、再構造審査が想定される場合。

B 意匠図、構造図、設備図の整合性審査において、不整合がある場合。（建築主事等が、構造に係る影響が微小なものと認める場合は除く。）

例)・構造計算に影響があるような非構造部材について、意匠図と構造図に不整合がある。

・スパン長さや階高について、構造計算に影響があるような不整合がある。

C 構造計算書と構造図に係る整合性審査において、多くの不整合がある場合。（建築主事等が、構造に係る影響が微小なものと認める場合又は二次部材の不整合についてあまりに多いもの以外で許容される場合を除く。）

例)・主架構の部材に不整合がある。

D 構造計算書に記載されている構造計算方針と計算内容について、不整合がある場合。

例)・設計ルートに不整合がある。設計ルートが不適切。

並行審査事務フロー

